

## 9 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

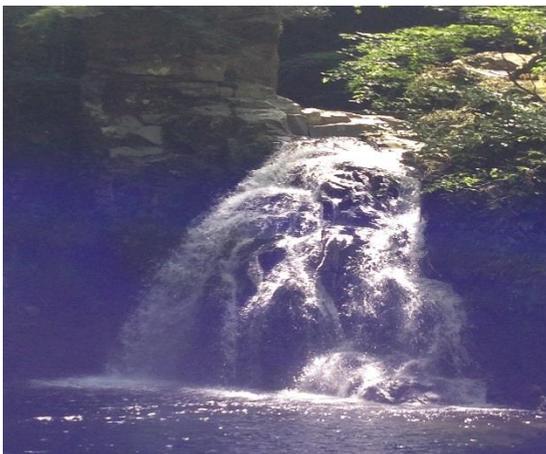
今月、事務所便り第23号を発行させていただきます。

暑さが和らぎ、朝晩だいぶ過ごしやすくなりました。

今月は、先月に涼を求めて三重県名張市の赤目四十八滝に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**会社が加入する生命保険料について その1 最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**食品添加物について その4** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



(写真は、赤目四十八滝の 千手滝です)

## 2 会社が加入する生命保険料について その1

今月は、クライアント様からの相談内容の多くを占めております「生命保険」について取り上げてみることにします。

税理士業務に携わっておりますと生命保険を取り扱うことも多く、生命保険代理店業務も取り扱っている税理士さんも大勢いらっしゃいます。私もそのうちの1人です。

まずは会社でどういった場合に生命保険の加入を検討されるのかを簡単にご紹介いたします。

## ○どういった時に生命保険の加入を検討されるのか

- ・役員さんが退職する時期に支払う**役員退職金の資金の全部又は一部を準備するため**に生命保険の加入を検討
- ・会社の決算期が近づき、業績がいいと見込まれる場合に**節税対策の一環**として生命保険の加入を検討
- ・役員・従業員の**万一の時の保証**として生命保険の加入を検討
- ・将来会社の**資金繰りが悪くなった際**に生命保険を解約又は生命保険の契約者貸付制度を利用して借入して**運転資金に利用するため**に生命保険の加入を検討

上記以外にも考えられるとは思いますが、とりあえず主だったケースを挙げてみました。

事業を行っていたら考えないといけないリスクです。

次に考えないといけないのは、どのような生命保険に加入するのが会社にとってベストなのかということです。

## ○どのような生命保険に加入するのがいいのか

会社が生命保険に加入する時に重要になってくるのは、支払う保険料が、

- ・「**保険料**」として**経費に計上できる掛け捨てタイプ**の**生命保険**なのか
  - ・「**保険積立金**」として**資産に計上する積立タイプ**の**生命保険**なのか
- ということと
- ・**保険金の受取人が会社**なのか
  - ・**被保険者の遺族**なのか

ということです。

**\*会社で契約する生命保険の多くは、「保険料」として経費に計上でき、  
保険金の受取人が会社のパターンが多いです。**

生命保険に加入する際に合わせて確認しておいていただきたいのは、  
解約時にどのような経理処理になるのかということです。

### ○生命保険の解約時に確認すべきこととは

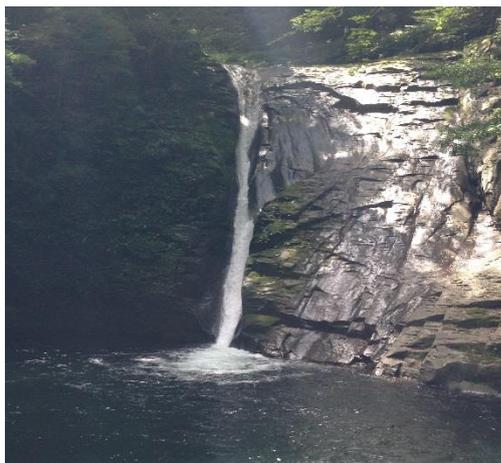
加入する生命保険の種類によって解約時の経理処理は違いますが、

・「保険料」として経費に計上できる掛け捨てタイプの生命保険の場合は、**解約返戻金は全額が収入**となります。

・「保険積立金」として資産に計上する積立タイプの生命保険の場合は、**解約返戻金が資産計上額よりも多ければ、  
多い分だけが収入**となり、反対に解約返戻金が資産計上額よりも少なければ、少ない分だけが経費となります。

**\*実際に解約される場合には、ただ解約されるだけでなく、役員退職金など使い道が決まっている場合が多いので、解約返戻金の収入と役員退職金の経費で会社の利益にあまり影響が出ないようにアドバイスをすることが大部分です。**

今月は、この後の「最近の税務関連状況」に紙面を多めに割く関係で、生命保険についての説明はここまでとさせていただきます。続きは来月にさせていただきます。



(写真は、赤目四十八滝の 布曳滝です)

## 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

### 事業資金借入れ関連

日経新聞に「**経営者保証**」解除徐々に 中小借入れ時個人連帯 公私の資産分離など条件 事業承継壁低く」との記事が掲載されておりました。

記事の内容に入る前に、まずは「経営者保証に関するガイドライン」の説明をいたします。

経営者保証に関するガイドラインとは、

- ・企業の新陳代謝を促すという政府方針を受け、中小企業経営者の個人保証について定めた指針
- ・全国銀行協会と日本商工会議所などが強制力のない自主ルールとして策定
- ・今年2月から適用

という内容のものです。

・経営者保証を外すポイントとして

- 1 会社と経営者の資産分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 経営の透明性

が確保されているかどうか金融機関の判断基準となる。

記事の内容は、

- ・経営者保証のガイドラインは2月に適用されたが、保証解除の広がりはまだ限定的だ。
- ・東京中小企業同友会の5月時点の調査では、保証を外せたのは回答企業301社のうち4%の12社。
- ・経営者と会社の資産の区別が曖昧だったり財務状況が不透明だったりする中小も多く、金融機関が解除に踏み切れない面もある。

と書かれておりました。

**\*経営者保証のガイドラインが適用されて半年が経過しておりますが、まだこの情報を知らない方が多いように思われます。**

### ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税簡単に 地方活性化に一役 税収移転に期待 都市部の自治体に不満も」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は控除の対象を住民税に一本化し確定申告の手続きをなくすことを検討する。
- ・住民税の控除は寄付した自治体を受領書を居住する市区町村に伝達する仕組みが有力で、寄付した人が自ら市区町村に向く必要がない方向にする。
- ・控除を受けられる寄付の上限額も増やすことを検討する。
- ・制度の拡充で、寄付する人にとって手続きが簡単になるうえ、受け取る税控除も倍になるため、利用がさらに増えると期待

している。

- ・経済政策「アベノミクス」は地方への広がりは今一つの批判が根強いこともあり、ふるさと納税の拡充を柱の一つに据える考えだ。

と書かれておりました。

\*現行では「ふるさと納税」を利用する場合には確定申告が必要なのですが、それが不要になるのであれば、利用者は増えてくることでしょう。まだ利用したことがないので、一度利用してみようかと考えております。

#### 住宅取得税制関連

日経新聞に「中古住宅購入しやすく リフォーム融資優遇 政府検討 住宅業者の税負担も軽減」、「住宅の税優遇拡大」、「住宅資金贈与の優遇拡大 国交省非課税 3000 万円案」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府が検討するのは、住宅金融支援機構が民間金融機関と組んで貸し出す 35 年の長期住宅ローン「フラット 35」の拡充だ。
- ・フラット 35 の利用を来年度には中古物件の取得時の改修費用にも充てられるようにする。
- ・中古住宅を購入しても改修費用は民間銀行から別枠で借る必要があり、増改築して中古住宅に住みたい消費者が二の足を踏む理由となっていた。
- ・新制度では個人が中古住宅を買ってリフォームする場合、購入費と改修費をフラット 35 で一括借入できるようにする。
- ・税負担を引き下げするため、政府は今年 4 月から 2 年間に限って個人にかかる登録免許税の税率を従来の 0.3% から 0.1% に下げた。国交省はさらに来年度の税制改正要望で、住宅事業者にかかる不動産取得税を免除する特例措置を盛り込む方針だ。
- ・高齢化で日本は空き家の比率が 1 割を超えており、防災や治安面からも中古住宅の取得を促し空き家対策につなげる。
- ・政府は消費増税で落ち込んだ住宅市場を立て直すため、贈与税の非課税制度を拡充する方針だ。
- ・国交省は来年度の税制改正要望で制度を延長し、省エネ・耐震住宅の非課税枠を 15 年に現行の 3 倍となる 3 千万円に広げる案を盛り込む。
- ・住宅を購入する世代は 30 代が中心だが、教育費などがかさんで十分な資金を確保できないケースも多い。親世代が持つ資産を生前に贈与することで、若者世代の資金不足を解消する狙いがある。

と書かれておりました。

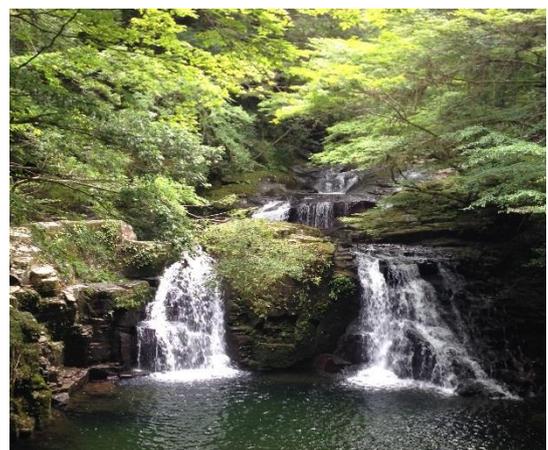
\*最近、景気回復に足踏み感が出てきているとの新聞記事を目にすることが多くなってきていますので、住宅取得税制を利用しやすくして景気回復の足踏み感を脱し、消費税率 10% への移行を予定通りに実施するために検討されているのでしょう。

#### 消費税増税関連

日経新聞に「増税転嫁「川下」で難航 大企業より中小顕著 小売り・サービス、7割どまり」との記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省による 4 月の消費税率引き上げに関する調査で、大企業よりも中小企業で増税分の価格への転嫁が進んでいない実態が分かった。
  - ・前回、消費税を引き上げた 1997 年と比べ中小企業が価格転嫁をよりしづらくなっている。
  - ・経産省が 7 月に実施した約 1 万社の中小・零細企業に対する調査では、増税分を販売価格に「すべて転嫁できている」と答えた比率は、メーカーから商品を仕入れて小売業に販売する「卸売業」など、企業同士の取引が中心の業種ほど高い傾向が鮮明だった。卸売業で 93%、製造業も 90% に達した。
  - ・価格に敏感な消費者を相手に増税分を販売価格に上乗せするのはやや難しいようだ。小売業で「すべて転嫁できている」と答えた比率は 70%、サービス業も 69% にとどまった。
  - ・いわゆる「川上」の業種は納品先の企業に価格転嫁できた一方、そのしわ寄せが「川下」の業種に向かっている形だ。
- \*消費者に販売やサービスを行う業種は、消費税分をすべて転嫁できず経営を圧迫している現状は経営者の方から話を聞いているとよくわかります。この状況で消費税率が 10% になるとさらに経営が圧迫されるのは明らかなのですが、財政再建のこともあるので、難しい問題です。



(写真は、赤目四十八滝の 荷担滝です)

## 4 食品添加物について その4

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月の続きとしまして「食品添加物」について書かせていただきます。

### 食品添加物によって失われるもの

先月号にて「健康」についての説明箇所で、「お母さんのお腹にいる胎児にへその緒を通じて栄養以外にお母さんの体内に蓄積している合成化学物質も一緒に送られている」ことを書かせていただきました。その内容を今月号にて書かせていただきます。

### 胎児の発達段階

3週目	心臓、中枢神経(脳)
4～5週目	眼、心臓、上肢、下肢
6週目	歯、耳
7～12週目	口蓋、耳、外性器
20～30週目	大脳

上記の表の12週目のあたりが、妊娠3ヶ月目で妊娠したことに気づく時期です。この時まで既に胎児の重要な器官は形成されていることになります。

参考文献の『サラバ環境ホルモン』改訂版 私の声が聞こえますか には次のように忠告しています。

「人格形成の根本となる精神発達は、最初にお母さんのお腹の中でスタートする。この時に、決定的なダメージを受けることが一番恐ろしいのである。後になって、どんなに努力しても、取り返すことはできなくなる。……

胎児にとって、受胎後12週間は、専門的には感受期または臨界期と呼ばれている時期である。この時期は、超スピードで細胞分裂が進む。そして、人間の体にとって重要な部分の各器官が作られていく。こうした時期は、有害な化学物質の安全基準などないと考えた方がよい。

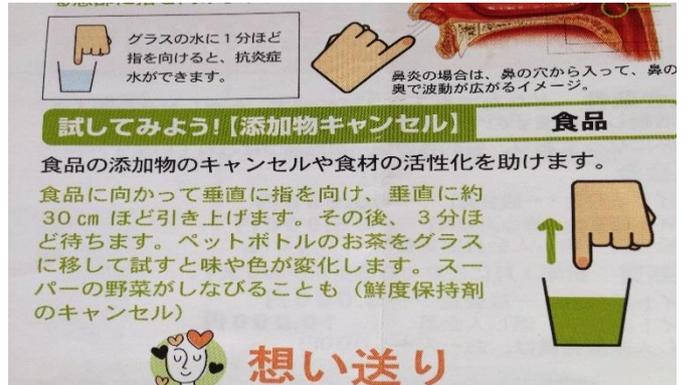
どんなに微量であっても、正常な細胞分裂に何らかの障害を与える可能性があると考えた方が、より賢明である。そして、より安全な考え方である。」

ご紹介しました内容にも書かれているように受胎後12週間(約3ヶ月)までに胎児の重要な器官が作られているのが分かっていただけだと思います。なので、妊娠したことに気づいてから食生活に気をつけてもそれまでに形づくられた器官に障害が生じている危険があるので、将来妊娠・出産を考えられている方は、常日頃から食品添加物の入った加工食品などは意識

して控えるようにされるべきです。

先月号にも紹介いたしました、簡単に食品添加物の影響を弱めることができる方法を再度ご紹介しておきます。

「FIT(フィット)」の右手の小指を使う方法を食品添加物入りの食品を食べる前に料理に右手の小指を1分程かざしていただき、その後2～3分待ってから食事をしていただくと食品添加物の影響を弱めることができます。簡単な方法ですので、ぜひお試しください。その方法の説明箇所が下の写真です。



これで一旦食品添加物についてのご説明は終わらせていただきます。

### 【参考文献】

- ・山城眞著 『サラバ環境ホルモン』改訂版 私の声が聞こえますか 「このままでは、日本は破滅の道です」宮日文化情報センター
- ・NPO 法人 イネイト健康法実践研究会が発行している「フィット」に関するパンフレット

## 5 編集後記

今年のお盆休みは、天気が不安定でなかなか予定通りに休暇を楽しめなかった方が多かったのではないのでしょうか。

お盆の時期に大阪を離れて和歌山の実家に帰省していたので、大阪の状況は分からなかったのですが、先日、知人が経営している茨木市の自然食品のお店にサイクリングを兼ねて自転車でいった際に神崎川と安威川の堤防沿いを通っていたら堤防まで土でドロドロになっている箇所が何か所もあったので、大雨で川が氾濫していたことが簡単に推測できました。

異常気象はまだしばらく続くのでしょうか。

これ以上色々な地域で災害での被害者が増えないことを祈ります。

被害に遭われた方々が1日も早く普通の生活に戻られることを願うばかりです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。